

平成 26 年 (ワ) 第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 外

被告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

証拠説明書 (2)

2015 年 8 月 21 日

東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏
外



甲 号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
15	日本の科学者 「原発に対抗 する環境的生 存権」 写	2013. 12 月	中里見 博	原発は、原発事故が起きていない平常運転の 状態であっても、生命の権利 (憲法 13 条) 等 の人権を侵害していること、原発の存在その ものが環境的生存権を侵害していること等。

以 上